

# 千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の一部を 改正する規則の制定について

## 1 改正の理由

千葉県医師修学資金貸付条例（以下、条例とする）の改正に伴い、千葉県医師修学資金貸付条例施行規則（以下、規則とする）の一部改正を行うもの。

## 2 改正の内容

新たに条例で定めた「小児科コース修学資金」について、規則本文及び一部の規定様式へ当該コース修学資金を設ける。

### （１）規則本文

第三条（申請手続）に、小児科コース修学資金を追記。

### （２）規定様式

「修学資金の種類」が記載されている様式（第一号、第六号、第十一号、第十四号～第十七号、）に、小児科コース修学資金を追記。

## 3 施行日

令和7年4月1日から